

**公立大学法人福島県立医科大学
「学生食堂・病院食堂」
運営事業者募集要項**

公立大学法人福島県立医科大学「学生食堂・病院食堂」運営事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、公立大学法人福島県立医科大学（以下、「法人」という。）において主に学生及び大学教職員等を対象とした「①学生食堂」、病院利用者及び病院スタッフ等を対象とした「②病院食堂」（以下、①②を「食堂」という。）の運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。

3 公募物件対象施設及び概要

対象施設	学生食堂	病院食堂
所在地	福島市光が丘1番地	福島市光が丘1番地
設置場所	5号館1階	附属病院1階
面積（※1）	395.30㎡（約80㎡）	526.08㎡（164.22㎡）
学生数	1,100人	
席数	212席	200席
教職員	約1,900人	
病床数		778床（令和7年度）
入院患者数/日		581人
外来患者数/日		1,506人
食堂利用者数/月	1,213人	6,399人

※1 括弧内は厨房面積

※2 入院患者数、外来患者数、食堂利用者数は令和7年度中の平均値

4 応募資格要件

次の資格要件を全て満たす事業者に限り応募することができる。

- （1）最近3年間に於いて、継続して50席以上の飲食業の営業実績があり、かつ安定した経営能力を有すること。
- （2）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体）でないこと。
- （3）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （4）法人の食堂運営方針に協力し、安全で良質な食事を適正な価格で提供できる能力を有すること。
- （5）食中毒等の事故発生の場合、事業者の責任において即時対応ができ、かつ相応の保証能力を有すること。
- （6）過去3年間に於いて、税金（国税等）の未納がないこと。
- （7）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

5 運営事業者の食堂営業としての使用条件等

(1) 施設使用形態

運営事業者に決定した場合は、食堂営業として使用する部分について法人と固定資産貸付契約を締結し、当該場所を使用するものとする。

(2) 施設・設備整備条件

施設・設備は現状のまま引き継ぐものとし、給排水設備の現況については、現場説明時に説明する。

法人所有設備は無償で貸与することができる。設備が不要となる場合は、法人と協議の上、運営事業者が処分する。

(3) 契約期間

契約期間は運営事業者決定後速やかに協議を行い、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、原則として、5年を超えない範囲で貸付期間を更新しようとするときは、運営事業者は、貸付期間の満了1か月前までに、法人の定める様式により、法人に申し込むものとし、法人が本契約の更新を認めた場合には、本契約を更新することができるものとする。

なお、期間内に契約を解除する場合は、事前に協議した上で解除する6カ月前までに申し出ることとする。

(4) 貸付条件

貸付条件は、原則として「公立大学法人福島県立医科大学固定資産（不動産等）貸付要領」に基づくものとするが、当該要領に定めのない事項については法人及び運営事業者双方協議の上、決定する。

なお、主な貸付条件は以下のとおりとする。

① 貸付料は年額13,000円/㎡程度であること。

ただし、次年度以降の貸付料については、初年度の収支状況の報告を求め収支内容を精査したうえで、運営事業者と協議する。

なお、学生食堂及び病院食堂内の貸付対象面積のうち、教職員及び学生に対して福利厚生の実現を図る目的で食堂運営事業を実施する面積部分については、法人と協議の上で減免する場合がある。

【過去における貸付料の減免事例】

学生食堂の厨房・ホール部分（全額免除）

病院食堂のホール部分（面積277.28㎡・半額免除）

② 管理経費

貸付資産に付帯する冷暖房、電気、ガス、水道等の使用量に応じ、法人が定める料金を負担すること。

③ 商品の搬入・搬出は法人の指示に従い行うこと。

④ 退去する場合は法人と協議の上、原状回復を図ること。

(5) その他必要経費

① 改装に伴う設備工事（空調、給排水、電気（容量増設））等の改修工事及び維持管理に要する費用については、運営事業者の負担とする。

また、改修工事中は、工事による火災・事故等に対応するため保険に加入すること。

② 工事着工前に本学と設計及び施工の協議を行い、承諾を得ること。併せて消防署等へ各種届出書類を作成し、協議を完了すること。

③ 固定資産税等の本事業の運営に付随する経費の負担については、原則として運営事業者の負担とする。

(6) 営業時間

① 学生食堂

(ア) 平日 7:45～14:00 (営業時間については、利用状況等に応じて見直すことができるものとする。)

ただし、法人あるいは法人関連団体の行事のため、上記時間帯にあっても、一時的に営業を中断し、座席スペースを当該行事のために法人に提供することになる日がある。

なお、営業を中断する時間帯については、その都度、当該行事の主催者等との協議により決定する。

【例】医学部後援会総会の開催等

(イ) 土日・祝日

原則として休業であるが、法人又は法人関連団体の行事のため、土日・祝日であっても営業を必要とする日がある。

なお、当該日の営業時間帯については、その都度、当該行事の主催者等との協議により決定する。

【法人行事の事例】医学部・看護学部オープンキャンパス、学位記授与式等

※大学入試共通テストの実施日については休業とし、座席スペースを受験生控室として大学入試センターに提供することとする。

② 病院食堂

(ア) 平日 8:00～20:00

(イ) 土日休日及び年末年始 9:00～19:00

6 スケジュール

(1) 募集要項の公告開始 令和8年10月1日(木)

(2) 現場説明(必須) 令和8年10月21日(水)～11月24日(火)

※参加表明する業者は厨房施設の説明を必ず事前に受けること。

※日程は双方都合の良い日時で調整。

(3) 質問受付期間 令和8年10月22日(木)～10月30日(金)

(4) 質問への回答 令和8年11月5日(木)

(5) 参加表明書の提出期限 令和8年11月17日(火)

(6) 企画提案書の提出期限 令和8年11月25日(水)

(7) プレゼンテーション 令和8年12月1日(火)

(8) 選定結果の通知 令和8年12月7日(月)

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類（参加表明書等）を提出し、参加資格の審査を受けること。

（１）提出書類

① 参加表明書（様式 1）

② 企業概要・パンフレット

設立・創業、所在地、代表者職氏名、店舗数（令和 8 年 3 月末時点）、社員数（令和 8 年 3 月末時点）、経営方針、年間売上金額、税引後損益などの財務状況等が記載されていること。

③ 登記等（定款、法人登記事項証明書）

④ 免許等（提案する企画を実施するために免許等が必要な場合はその写し等）

⑤ 財務諸表（過去 3 年間分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書）

（２）提出期限

令和 8 年 11 月 17 日（火） 正午まで

（３）提出先

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

公立大学法人福島県立医科大学 事務局 総務課（管財係）

電話：024-547-1017

（４）提出部数

各 1 部

（５）提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合、土日祝日を除き各日午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とする。

郵送の場合、書留等の確実な方法により、提出期間中の必着とする。

8 参加資格の審査結果

本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には、11 月 17 日（火）に企画提案書の提出要請を電話により連絡する。

9 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は以下により書類を提出すること。提出後、当該提案書の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（１）提出書類

企画提案書

※任意様式に下記（６）の内容を記載すること。

（２）提出期間

令和 8 年 11 月 17 日（火） ～ 11 月 25 日（水） 午後 5 時まで

（３）提出先

募集要項 7（３）のとおり

(4) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※受付時間は下記のとおり。

〔持参の場合〕

各日（土日祝日を除く）とも午前9時から午後5時までとする。

〔郵送の場合〕

書留等の確実な方法により上記の提出期間中の必着とする。

(6) 企画提案書の作成項目及び評価項目

① 企画提案書には、下記の項目を記載すること。

	項 目	評価項目
①	学生食堂・病院食堂の運営方針・コンセプト	本事業を行うにあたっての経営方針、営業時間、店舗の運営方法等を記載すること。 ※営業時間については、使用条件5（6）で示しているとおりであるが、学生食堂は現状のレベルを落とさない程度、病院食堂は記載した時間帯は、最低限の営業時間とするよう配慮すること。
②	食堂内のレイアウト、椅子・食器等	食堂内のイメージ図、使用予定テーブル・椅子・食器等を記載すること。 ※病院食堂については、一般の利用者と病院スタッフの利用者を分けるよう配慮すること。
③	食堂利用者の健康に配慮した提供メニュー	食堂利用者（以下、「利用者」という。）の提供メニュー（写真付、栄養成分（塩分、カロリー、アレルギー等）、価格）を記載すること。 提供メニューにおける利用者の健康に配慮した内容について、具体的に記載すること。 ※退院時や出産時を想定した特別メニューの提供の可否について、記載すること。
④	食堂利用者に配慮した価格設定	病院食堂・学生食堂の価格設定に関して配慮した内容を記載すること。
⑤	身体障がい者・車椅子利用者等への配慮、学生及び教職員への福利厚生サービスの充実	一般利用者の利用促進、学生及び教職員への福利厚生サービスの充実を図るための工夫について記載すること。 身体障がい者・車椅子利用者等への配慮について記載すること。
⑥	従業員の配置計画、勤務体制、責任体制、研修体制	従業員の採用方針、教育方針、勤務体制、責任者への連絡体制、体調不良を訴える利用者

		(アレルギー等症状発症者を含む)への対応方法を、具体的に記載すること。 利用者からの苦情に対する処理方法等について、具体的に記載すること。
⑦	食品の衛生管理、感染防止対策	食品の管理・廃棄物の処理方法について記載すること。 食品の衛生管理、感染防止対策について、具体的に記載すること。
⑧	防災・災害・事故対策	店舗の管理体制、防犯対策、災害発生時における食材の調達方法、事業者の起因により生じた事故等の損害賠償方法について、具体的に記載すること。
⑨	開店までの準備スケジュール及び工事計画概要	給排水工事等を含む施設・設備工事、内装等工事、備品搬入、手続(関係法令上の届出等)等のスケジュールを記載すること。
⑩	賃貸借料・収支見込	5(4)に基づく賃貸借料と利用者数、客単価、人件費、材料費、工事費、光熱水費等を見込んだ収支計画を記載すること。 賃貸借料等加算に関する提案がある場合は記載すること。
⑪	学生食堂・病院食堂の改装工事期間中における代替食(弁当等)の提供	改装工事に伴う食堂の休業期間中における代替食(弁当等)提供の可否等について記載すること。
⑫	テイクアウト・出前の対応	テイクアウト、弁当販売、院内各部署への出前サービスの可否について記載すること。
⑬	アピールしたい提案等	アピールしたい提案等がある場合は、記載すること。

② 企画提案書作成上の留意事項

- ・ 分かりやすい表現で具体的に記載すること。
- ・ 略語ではなく一般的な用語を使用して記載すること。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年12月1日(火) ※具体的な実施場所・時刻等については別途連絡する。

(2) 場所

福島県福島市光が丘1番地 福島県立医科大学

(3) 実施時間

30分以内(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度)

(4) 説明要領

- ・出席者 3名以内
- ・事前に提出した企画提案書等の資料に基づき、プレゼンテーションを実施する。

(5) その他

プロジェクター及びパソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
※スクリーンは法人で準備する。

11 企画提案書が無効となる場合

下記のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。

- ・本プロポーザルに参加する資格のない者が提案したとき
- ・1社が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- ・本プロポーザルの参加者が他社の提案の代理をしたとき
- ・本プロポーザルへの参加に際して談合等の不正行為があったとき
- ・本プロポーザル参加者に求められる義務を履行しなかったとき

12 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書が提出期限後に提出された場合
- ・プレゼンテーションの開催時刻に遅れた場合

13 その他

- (1) 本プレゼンテーションの参加（プレゼンテーション、ヒアリングへの出席を含む）に必要な費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出のあった提案書等については、返還しない。
- (3) 本件業務運営の事項等に関して質疑がある場合は、様式2「公立大学法人島県立医科大学「学生食堂・病院食堂」運営事業企画提案プロポーザルに係る質問書」を本学に提出する方法により行うものとする。

14 問い合わせ先

公立大学法人福島県立医科大学 事務局 総務課管財係
電話番号：024-547-1017